

神戸市立神戸総合運動公園 指定管理者 応募要領

1 応募要領

| | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 第1 | 基本となる運営管理指針 | 1 |
| 第2 | 施設の概要 | 1 |
| 第3 | 施設の運営 | 2 |
| 第4 | 指定管理運営内容 | 3 |
| 第5 | 施設管理内容 | 5 |
| 第6 | 法令管理 | 10 |
| 第7 | 事業報告書 | 11 |
| 第8 | 指定期間・指定管理協定等 | 11 |
| 第9 | 本市に代わって指定管理者が行う事業について | 11 |
| 第10 | 指定管理者が実施する収益事業の収支の仕組み | 13 |
| 第11 | 本市との責任分担等 | 15 |
| 第12 | 指定管理者の選定基準 | 17 |
| 第13 | 応募資格 | 18 |
| 第14 | 提出書類等 | 19 |
| 第15 | 募集方法・スケジュール | 20 |
| 第16 | 指定管理者の選考 | 21 |
| 第17 | 市議会の議決 | 21 |
| 第18 | 基本的事項の遵守 | 21 |
| 第19 | 事業継続等 | 21 |
| 第20 | 指定の取り消し等 | 22 |
| 第21 | その他 | 22 |
| | 提出書類等様式 | 24～50 |

2 仕様書

神戸総合運動公園維持管理業務仕様書

3 添付資料

| | | |
|------|---|------------------------------|
| 添付資料 | 1 | 神戸総合運動公園 全体配置図 |
| 添付資料 | 2 | 委託事業にかかる管理運営費一覧及び収益事業の売り上げ一覧 |
| 添付資料 | 3 | 施設使用料一覧 |
| 添付資料 | 4 | 施設利用件数・施設使用料実績 |
| 添付資料 | 5 | 委託事業の委託費（指定管理料）の考え方 |
| 添付資料 | 6 | 神戸総合運動公園 主要行事一覧 |
| 添付資料 | 7 | 市民・団体等との協働事業 |

神戸市

応募要領

神戸市立 神戸総合運動公園 指定管理者

神戸市立神戸総合運動公園(以下、神戸総合運動公園)の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、施設の運営管理に関する業務を行う指定管理者(以下、指定管理者)の公募を行います(地方自治法第244条の2第3項及び神戸市都市公園条例第23条の2)。

指定管理者への応募者(以下、応募者)は、建設局指定管理者候補者選定委員会における審査を経て指定管理者候補者となり、神戸市議会(以下、市議会)の議決を経て、神戸総合運動公園を運営管理する指定管理者となります。

指定管理者は年度毎に神戸市(以下、本市)と指定管理協定を締結します。

指定の期間は平成23年4月1日～平成27年3月31日を予定しています。

第1 基本となる運営管理指針

神戸市西北部の広大な自然に恵まれた神戸総合運動公園は、国際試合ができる公式競技施設と市民のレクリエーション施設が一体となった神戸を代表する総合運動公園で、昭和54年から整備が開始され、同59年から利用されています。国内外の競技も開催されるユニバー記念競技場やグリーンアリーナ神戸等のスポーツ施設のほか、春は5万本の菜の花、秋は10万本のコスモスで彩られる花の名所「コスモスの丘」、子供たちに人気の遊具や滑り台のある「冒険のくに」「自然のくに」などのエリア、ジョギング、ウォーキングのできる園内回遊路などもあり、年齢を問わず誰もが気軽に楽しめる、魅力あふれる一大スポーツ・レクリエーションゾーンです。

- 各運動施設、園地の活性化を最優先課題とし、下記の項目について推進してください。
 - 全国的競技や国際的競技など一流スポーツの誘致実施に努めてください。
 - 各施設において市民の日常的スポーツ活動の推進を図り、利用の活性化を図ってください。
 - 指定管理者の収益事業として、自由な発想で、施設や園地を活用した様々なイベント、興行等の催しを積極的に実施してください。
- 施設の効率的運営を目指してください。
- 自然環境を適切に保護し、環境負荷を軽減するような環境への配慮対策を推進してください。
- 誰もが気軽に利用できる公園づくりとして、施設見学や利用者が安全で使いやすい施設の魅力アップに努めた管理運営を行い、利用者サービスの向上と日常利用の促進に努めてください。
- 魅力あるプログラムと効果的なプロモーションにより、来園者の増加と顧客満足度の向上に努めてください。
- 駐車場など収益施設の活性化と効率的な運営を行ってください。
- 園地を活用した市民参画活動の企画運営を実施してください。
- 神戸総合運動公園は神戸市防災計画安全都市推進計画において「陸の防災拠点」に位置づけられ、整備されました。災害時には救援物資の集配基地など防災拠点としての必要な役割を担ってください。
- 神戸総合運動公園は、国際試合ができる公式競技利用と市民のレクリエーション利用が一体となった神戸を代表する総合運動公園であることをふまえた運営を行ってください。

第2 施設の概要

- 所在地
 - 神戸総合運動公園 神戸市須磨区緑台
 - 神戸総合運動公園と一体的に使用している学園東町周辺緑地の一部 神戸市西区学園東町
- 面積
 - 神戸総合運動公園 全面積55.6haのうち50.4ha
 - 学園東町周辺緑地の一部 3.1ha 合計面積 53.5ha
- 区域
神戸総合運動公園区域のうち、今回の指定管理者の募集から下記の場所を除きますので、ご注意ください。
 - スカイマークスタジアム(神戸総合運動公園野球場)及びサブ球場とその周辺
ただし、基幹電気設備(スカイマークスタジアム内にある集中監視室)など指定管理施設と一体的に管理運営する部分があります。

- (2) 神戸市営地下鉄「総合運動公園」駅北側売店(コンビニ)及びその周辺
- (3) 立体駐車場(P2)

4 主な施設

詳細は、5ページの**第5**を参照してください。

- (1) 陸上競技場(ユニバー記念競技場)
- (2) 補助競技場
- (3) 体育館(グリーンアリーナ神戸)
- (4) 補助体育館
- (5) テニスコート
- (6) 球技場
- (7) 第2球技場(多目的広場)
- (8) 水のくに
- (9) 冒険のくに
- (10) 自然のくに
- (11) 管理センター、他駅前広場
- (12) 駐車場

5 図面等

応募要領説明会時に配布する「資料集」を参照してください。

第3 施設の運営

1 現在の開園等の日時

応募にあたっては現行の開園時間にこだわらず、現在の供用日時を維持することを最低条件とし、周辺への迷惑とならない範囲で、自由に提案してください。ただし、市長の承認が必要です。その際、P11ページの**第9**に定める費用及び収入の積算は、ご提案の供用日時を基に行ってください。

(1) 供用日等

陸上競技場

(ア) メイン競技場:

- a. 供用日: 1月4日～12月28日
- b. 供用時間: 9:00～21:00まで(4月～9月)
9:00～17:00まで(10月～3月)

(イ) 補助競技場:

- a. 供用日: 1月4日～12月28日
- b. 供用時間: 9:00～19:00まで(4月～10月)
9:00～17:00まで(11月～3月)

体育館・補助体育館

- a. 供用日: 1月4日～12月28日
- b. 供用時間: 9:00～21:00まで

ただし、火曜日は休業日とする。

その休業日が休日に当たる場合は、その翌日を休業日とする。

テニスコート

- a. 供用日: 1月4日～12月28日
- b. 供用時間: 9:00～21:00まで(3月～11月)
9:00～17:00まで(12月～2月)

球技場・第2球技場・野外ステージ

- a. 供用日: 1月4日～12月28日
- b. 供用時間: 9:00～19:00まで(5月～8月)
9:00～17:00まで(9月～4月)

一般園地

- a. 供用日: 常時開園

2 法令等の規定等

運営にあたっては、日本国憲法、地方自治法、都市公園法、個人情報保護法、労働基準法等労働関係法令、神戸市都市公園条例、神戸市都市公園条例施行規則、神戸市建築物の安全性確保に関する条例、神戸市火災予防条例、神戸市行政手続条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、神戸市個人情報保護条例、その他関連法令を遵守してください。

3 組織体制

- (1) 神戸総合運動公園を良好かつ十分に運営管理できる職員配置・組織体制をとってください。
- (2) 神戸総合運動公園を運営管理する、常勤の園長を配置してください。
- (3) 地域雇用・障がい者雇用・高齢者雇用に配慮してください。
- (4) 管理技術、接客態度の向上など、職員の能力育成に努めてください。

第4 指定管理運営内容

1 総合的なマネージメント

本市に代わって、神戸総合運動公園を総合的に運営管理(マネージメント)してください。

そのため、誰がどのような権限をもち責任を負うかという指定管理者の組織体制の確立、グループ応募の場合どの業務をどの共同申請者が担当するか、委託する場合どの業務をどの委託先が担当するかについて明確にしてください。

2 平等利用の確保

一般利用において利用者の平等な利用を確保し、差別的取扱いを禁止します。

3 運営管理項目

神戸総合運動公園の企画調整、利用、案内、警備、苦情対応、利用促進活動等の運営管理、一般園地・建物・設備等の各施設の維持管理、備品管理、清掃、安全衛生、光熱水費支出等を行っていただきます。

4 使用料の徴収

神戸総合運動公園の使用料は本市条例により決定し、指定管理者は本市の収入として納めていただくことになります。また、将来的には、指定管理者の収入となる利用料金制(地方自治法第244条の2第8項)に移行することもあります。利用料金制を導入した場合には、市の承認により指定管理者が決定し、使用料は、指定管理者の収入となり、本市が指定管理者に支払う経費も変更されます。

5 各運動施設、園地の活性化

- (1) 全国的競技や国際的競技など一流スポーツの誘致実施のみならず、各施設において市民の日常的スポーツ活動の推進を図り、利用の活性化を図ってください。
- (2) 指定管理者の自主事業として、施設や園地を活用した様々なイベント、興行等の催しを積極的に実施してください。
- (3) 園芸やスポーツ等に関する教室あるいは市民参加活動等を実施してください。
- (4) 園地を活用したフリーマーケットや大道芸などのイベントについて提案していただいて構いません。
- (5) ただし、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動は禁止です。
- (6) 上記のイベント、興行、教室、活動等の実施に関して、会費を徴収すること、また活動で発生した作品などの販売を行うことは差し支えありません。

6 毎年、神戸総合運動公園全体を使った下記の恒例の行事が行われますが、指定管理者はこの行事に全面的に協力してください。(添付資料6 神戸総合運動公園主要行事一覧を参照してください)

- (1) 4月末～5月初旬にかけて、2日間(+準備期間1日)、神戸市・(財)神戸市公園緑化協会共催の「花のフェスタ」が開催されます。
- (2) 10月、1日間(+準備期間1日)、神戸市主催・(財)神戸市公園緑化協会共催の「グリーンフェスタ」が開催されます。
- (3) 「グリーンフェスタ」と同日に、神戸市主催の「緑と公園のつどい」が開催されます。

7 神戸市地域サービス情報システム(以下、あじさいネット)

神戸総合運動公園の各施設に関しては、神戸市のあじさいネットによる利用受付を行っています。指定管理者には、(財)神戸市公園緑化協会等が管理している施設、北神戸田園スポーツ公園のテニスコート・球技場・野球場等及び、住吉公園・大和公園テニスコートの利用受付を同システムにより行っていただきます。また、あじさいネットの維持管理に必要な経費を負担していただきます。指定管理者は「あじさい

いネット事務局」と調整を行い、利用者サービスの維持に努めてください。

8 その他の利用受付

陸上競技場・体育館・野外ステージの利用受付は、神戸総合運動公園独自で行っています。新たに利用受付システムの導入などによる場合は、神戸市の承認のもと、実施してください。

- 9 神戸市が定める優先利用の枠の中で、12ページの**第9**の2(6)に記載する神戸総合運動公園施設(陸上競技場・補助競技場・体育館・補助体育館・テニスコート・球技場)のほか、スカイマークスタジアム、サブ球場、王子スポーツセンター、しあわせの村、北神戸田園スポーツ公園、ホームズスタジアム神戸、垂水健康公園、神戸中央体育館の各管理者と、利用団体に対する優先利用について神戸市立主要スポーツ施設利用調整委員会と協議を行っていただきます。

なお、平成23年度に開催される大会等については、神戸市立主要スポーツ施設利用促進委員会が平成22年度に優先利用の調整を行います。

10 広報活動

神戸総合運動公園に多くの方々へ足を運んでいただき、情報を求めている市民に必要な情報が伝わるようインターネット、広報ビデオ、案内所の機能などを積極的に活用するほか、誘致、大会支援等さまざまな方法を活用して来園者の増加に取り組んでください。

- (1) 神戸市立神戸総合運動公園の名称で行事等、神戸市広報が活用できます。
(2) 利用に関するパンフレットやホームページの作成等、広く広報してください。なお、パンフレットやホームページの著作権は、神戸市に帰属するものとします。

- 11 ユニバースポーツクラブの活性化など、より一層のスポーツ活動の振興に努めてください。なお、今回の募集においては、指定管理者はユニバースポーツクラブの優先枠を確保するものとし、変更する場合は同クラブに配慮してください。また、同クラブを活用した、利用活性化につながる活動の拡大について提案してください。(添付資料7 市民・団体等との協働事業を参照してください)詳細については指定管理協定等で定めます。

- 12 イベント等の内容は指定管理協定等において決定しますが、以下は必須とします。また、イベント等の企画・運営にあたっては、市民・団体等との協働事業を積極的に実施してください。(添付資料7 市民・団体等との協働事業を参照してください。)

- (1) コスモスの丘における市民ボランティア活動
(2) 「コスモスギャラリー」

体育館のメインアリーナとサブアリーナの間にある空間を、小学校の作品展や写真展など、非営利を目的とした作品を展示する場合、無料で提供していただきます。(それ以外では、収益事業として有料で貸し出す提案も可能です。)

- (3) 施設見学について

プロスポーツの試合や国際競技大会も開催されているスポーツ施設を見学施設として開放しています。子供たちがグラウンドやアリーナで跳んだり、走ったりする「体験」を通じて、試合観戦とは異なった新たな「喜び」「感動」「爽快感」を提供していただきます。(H21年度 5団体約510人参加)

13 駐車場管理

駐車場管理は、日常はもとより、本園においては大きなイベントの開催時などには、適切にサブ球場周辺園地等の臨時駐車場を確保し、周辺への影響を極力少なくするよう、「野球場、競技場、体育館、テニスコート、球技場等の利用者(主催者)からの情報収集」により来場車両を予想し、関係団体とも十分協議し、誘導警備計画の策定と誘導警備を実施し、来場車両の駐車場までの円滑な誘導を行うなど、利用者にとって魅力あるものとし、サービスの向上に努めてください。

なお、本園内に従業員用駐車場はありません。但し、駐車スペースに余裕がある場合に限り、本市から行政財産の目的外使用許可を得て必要台数分を使用できる場合があります。詳細は、23ページの**第21**の4を参照してください。

14 利用者満足度の把握・向上

利用者から神戸総合運動公園の運営管理に関する要望・意見を積極的に把握し、利用者満足度の向上を図ってください。また、新規の利用者を獲得するための需要喚起に努めてください。

- 15 指定管理者は神戸市個人情報保護条例の適用を受けますので、神戸総合運動公園の運営管理上、知り得た個人情報は適切に保護してください。詳細は指定管理協定等で定めます。

- 16 施設の運営にあたっては、できるだけ神戸市内企業への発注を心がけてください。

第5 施設管理内容

以下の管理基準に基づき、一般園地、建物、設備について、年間維持管理計画を作成のうえ、管理を行ってください。

1. 管理面積

(単位:ha)

| | 施設(建物) | 園路・広場 | 修景緑地 | 自然林・造成林 | 駐車場 | 合計 |
|----------|--------|-------|------|---------|-----|------|
| 神戸総合運動公園 | 8.3 | 14.3 | 11.0 | 13.2 | 3.6 | 50.4 |
| 学園東町周辺緑地 | | 0.3 | | 0.8 | 2.0 | 3.1 |
| 合計 | 8.3 | 14.6 | 11.0 | 14.0 | 5.6 | 53.5 |

2. 主要な建物など

(1) 陸上競技場(ユニバー記念競技場)

| | |
|---------------------------|--|
| 利用種目 | 陸上競技、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボールなど |
| 施設概要 | |
| (ア)規模 | 陸連第1種公認、全天候型トラック 400m×9コース、フィールド(106m×69m) |
| (イ)建物面積 | 延床 9,830 m ² 、フィールド 7,314 m ² |
| (ウ)構造 | 鉄筋コンクリート造り 地上4階建て |
| (エ)フィールド | 天然芝(夏芝:ティフトン 冬芝:ペレニアルライグラス) |
| (オ)収容人員 | 45,000人 |
| (カ)施設 ・メインスタンド ・その他 | 1F 競技運営諸室、ロッカールーム、トレーニング室、機械関係諸室等 その他 貴賓室、観客席、放送室、映像装置等操作室、写真判定室 バックスタンド、サイドスタンド、大型映像装置(約7m×20m) ナイター設備(照明塔4基、1,500ルクス)、放送設備、 競技用器具、芝生管理用機材 など |

(2) 補助競技場

| | |
|--------------------------------|--|
| 利用種目 | 陸上競技、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等 |
| 施設概要 | |
| (ア)規模 | 陸連第3種公認、全天候型トラック、400m×6コース |
| (イ)フィールド | 天然芝(夏:ティフトン、冬:ペレニアルライグラス) |
| (ウ)収容人員 | 500人(簡易スタンド) |
| (エ)施設 ・管理棟 ・更衣室棟 ・その他 | 放送室、倉庫、トイレ * 構造...鉄筋コンクリート造、平屋建て 更衣室 * 構造...鉄筋コンクリート造、平屋建て 放送設備、簡易照明、陸上写真判定装置、 芝生養生地 ほか |

(3) 体育館(グリーンアリーナ神戸)

| | |
|---------|--|
| 利用種目 | バスケットボール(3面)、バレーボール(3面)、体操(1面)、 テニス(3面)、ハンドボール(2面)、卓球(20面)、バドミントン(12面)、 柔道(6面)、剣道(8面) ほか |
| 施設概要 | |
| (ア)規模 | アリーナ 2,530 m ² (40m×59m) |
| (イ)建物面積 | 延床面積 18,276 m ² |
| (ウ)構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階 |
| (エ)設備 | 天井高 25.6m 照明 2,000ルクス、エレベーター(2基) ほか |
| (オ)収容人員 | 4,852席(固定 3,038席、可動 1,814席) |
| (カ)施設 | 1F アリーナ、可動式観客席、ロッカー室、シャワー室、マッサージ室、特別室、会議室、多目的ホール、器具庫、トイレ、トレーニングセンター、 体力測定室など 2F 観客席、操作室、エントランスホール など 地階 駐車場(69台)、電気室、機械室、中央監視室、熱源機械室、 受水槽室、消火ポンプ室 など その他 電光表示装置、放送設備、照明設備 |

(4) 補助体育館

| | |
|---------|---|
| 利用種目 | バスケットボール(1面)、バレーボール(1面)、パドミントン(6面)、卓球(6面)ほか |
| 施設概要 | |
| (ア)規模 | アリーナ 910 m ² (35m×26m) |
| (イ)建物面積 | 延床面積 2,639 m ² |
| (ウ)構造 | 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨)、地上2階建て |
| (エ)設備 | 天井高 25.6m 照明 2,000 ルクスほか |
| (オ)収容人員 | 320席(固定席) |
| (カ)施設 | 1F アリーナ、事務室、ロッカー室、スタジオ、倉庫、 幼児プレイルーム、電気室、機械室、トイレ など その他 放送設備ほか |

(5) テニスコート

| | |
|------------|---|
| 利用種目 | 硬式テニス、軟式テニス |
| 施設概要 | |
| (ア)規模 | 全天候型人工芝コート全16面 |
| (イ)センターコート | 1面 ナイター設備あり |
| (ウ)クラブハウス | 鉄筋コンクリート造、地上2階建て 延床面積 1,123 m ² |
| (エ)一般コート | 15面 うち8面ナイター設備あり |
| (オ)収容人員 | 3,000人(センターコートスタンド) |
| (カ)施設 | 1F 事務室、運営諸室、ロッカー室、倉庫、シャワー室、機械室ほか 2F 軽食喫茶レストラン、会議室、ほか |

(6) 球技場

| | |
|---------|---|
| 利用種目 | サッカー、ラグビー、ソフトボール、アメリカンフットボール、フットサル、ゲートボール、その他(イベント時臨時駐車場) |
| 施設概要 | |
| (ア)規模 | クレーグラウンド 10,336 m ² (76m×136m) |
| (イ)収容人員 | 800人(簡易スタンド) |
| (ウ)更衣室棟 | 更衣室 *構造...軽量鉄骨造、平屋建て その他 放送設備、夜間簡易照明 ほか |

(7) 第2球技場(多目的広場)

| | |
|-------|--|
| 利用種目 | 少年サッカー、少年野球、ソフトボール、ゲートボール、グラウンドゴルフ、運動会、その他(イベント時臨時駐車場) |
| 施設概要 | |
| (ア)規模 | クレーグラウンド 7,700 m ² |

(8) 水のくに

| | |
|--------|---|
| 利用状況 | ・野外ステージ、滝、池、広場などで構成される。 ・6月～9月にかけては家族連れの水遊びで賑わう。 ・野外ステージは、コンサート・集会など各種イベント利用を目的とする。 |
| 施設概要 | 約1.3ha |
| 野外ステージ | |
| (ア)構造 | 鉄筋コンクリート造、地上1階 |
| (イ)面積 | 延床面積 333 m ² 、ステージ面積 180 m ² 、観客席スペース約 800 m ² |
| (ウ)施設 | ステージ、楽屋、音響設備、ポンプ室、観客席(1,000人)ほか |
| 池、滝 | |
| (ア)面積 | 約 2,800 m ² |
| (イ)水深 | 10cm～50cm程度 |
| (ウ)水深 | 水深の浅い部分を「ちゃぶちゃぶ池」と呼び、幼児などの水遊びコーナーとしている。 |

(9) 冒険のくに

| | |
|------------|---|
| 利用状況 | ・上下2箇所に分かれた広場があり、斜面地を活用した「登はんネット」や「ジャンボスベリ台」を中心に、多数の遊具が配置されている。このため、一年を通じて多数の遠足団体や家族連れに利用されている。 ・「コスモスの丘」では春は菜の花、秋はコスモスが一面に咲きほこり、多くの市民が鑑賞に訪れる。 |
| 施設概要 | 約1.8ha |
| (ア) 施設概要 | 遊具 |
| (イ) コスモスの丘 | 面積 約4,000㎡ |
| (ウ) その他 | トイレ棟、パーゴラ、シェルター など |

(10) 自然のくに

| | |
|----------|---|
| 利用状況 | ・樹木の茂る斜面地の中に、木製遊具を中心に多数の遊具が配置されており、遠足団体や家族連れに利用されている。 |
| 施設概要 | 約2.0ha |
| (ア) 施設概要 | 遊具 |
| (イ) その他 | トイレ棟、パーゴラ、シェルター など |

(11) 管理センター（神戸総合運動公園管理事務所） 駅前広場

| | |
|---------|--|
| 利用状況 | ・神戸総合運動公園全体の管理センター等として利用。 ・1Fの一部を「案内所」として来園者への情報提供や休憩場所として利用。 |
| 施設概要 | 管理事務所(延床面積987㎡)、駅前広場(約1.8ha) |
| (ア) 構造 | 鉄筋コンクリート造、地上2階建て延床面積987㎡ |
| (イ) その他 | 事務室、会議室、トイレ、案内所 など |

(12) 駐車場

収容台数 常設駐車場 1,142台、臨時駐車場 1,380台

各駐車場一覧

(常設)

| 駐車場名 | 駐車可能台数(台) <うち障害者用> | | 営業時間 |
|--------------|-----------------------|------|-----------------------|
| P1(陸上競技場前) | 68 | <2> | 24時間 |
| P3(駅 東) | 56 | | 24時間 |
| P5(野球場北) | 100 | | 入庫9~22時 出庫24時間 |
| (参考)業務専用 | (50) | | 入庫8時半~17時 出庫24時間 |
| P7(野球場西) | 620 | <27> | 24時間 |
| P8(体育館) | 118 | <2> | 補助裏50台 24時間、 地下68台 |
| P10(テニスコート前) | 180 | <8> | 24時間 |
| | 1,142 | <39> | |

(臨時)

| 駐車場名 | 駐車可能台数(台) | 備考 |
|------------|-----------|---------------|
| P4(展望広場、他) | 600 | 上:370台 下:230台 |
| P6(多目的広場) | 350 | |
| P9(球技場) | 430 | |
| | 1,380 | |

(13) その他施設

| | |
|------------|--|
| 駅前広場 | ・市営地下鉄西神山手線「総合運動公園」駅前の広場を指し、神戸総合運動公園の表玄関的なスペースとなっている。 |
| (ア)面積 | 約2.9ha |
| (イ)施設 | 駅前噴水(彫刻) |
| トイレ棟(一部再掲) | ・園内各所に一般来園者用のトイレ棟が配置されている。 |
| (ア)設置場所 | 冒険のくに(下広場)、自然のくに、水のくに、テニスコート(奥)、P4駐車場、P7駐車場、P10駐車場 |
| 橋梁 | |
| (ア)中央橋 | 橋長105m、有効幅員20～25m |
| (イ)市の子橋 | 橋長28m、有効幅員6m |
| (ウ)上市の子橋 | 橋長12m、有効幅員7m |
| (エ)体育館連絡橋 | 橋長27m、有効幅員4m |
| 池 | |
| (ア)滝ヶ谷口池 | 河川改修にともなう、調整池機能を有す。 神戸市と河川管理者間で、兼用工作物協定を締結する予定であり、調整池機能に関する管理は、河川管理者が行うものとし、指定管理業務には含みません。河川管理者の行う業務には協力してください。 |
| (イ)滝ヶ谷八池 | |
| (ウ)テニスコート池 | |

(参考) 今回の指定管理者の募集から下記の場所を除きますので、ご注意ください。

ただし、基幹電気設備(スカイマークスタジアム内にある集中監視室)など一体的に管理運営する部分は指定管理業務に含まれます。

< 1 > スカイマークスタジアム(神戸総合運動公園野球場)

| | |
|------------|--|
| 利用種目 | 野球(プロ野球～軟式野球) |
| 施設概要 | |
| (ア)グラウンド規模 | 両翼99.1m センター122.0m 右・左中間117.0m グラウンド面積14,300㎡ |
| (イ)フィールド | 内野 天然芝(夏:ティフトン 冬:ペレニアルライグラス) 外野 天然芝(夏:ティフトン 冬:ペレニアルライグラス) フィールド7,314㎡ ファールエリア 天然芝 |
| (ウ)構造 | 鉄筋コンクリート造り 地上4階建て、 |
| (エ)収容人員 | 35,000人(フィールドシート・内野1F14,000人、2F13,000人、外野8,000人) |
| (オ)施設 | 大型映像装置2面、スコアボード ナイター設備(照明塔6基、バッテリー間2600ルクス)、放送設備、 室内練習場(50m×27m×H7m)、ロッカールーム、監督室ほか運営諸室、 レストランほか |

< 2 > サブ球場(神戸総合運動公園サブ球場)

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 利用種目 | 野球(プロ野球～軟式野球)、その他 |
| 施設概要 | |
| (ア)グラウンド規模 | 両翼99.1m、センター122.0m、グラウンド面積14,300㎡ |
| (イ)フィールド | 内野:黒土、外野:人工芝 |
| (ウ)収容人員 | 1,000人 |
| (エ)施設 | スコアボード、放送設備、ロッカールーム、運営諸室ほか |

< 3 > 駐車場

| 駐車場名 | 駐車可能台数(台) うち障害者用 | 備 考 |
|-----------|---------------------|-----------|
| P2(立体駐車場) | 650 < 15 > | 午前6時～翌日1時 |

| | | | |
|------------|-------|------|--------------------------------|
| P15(サブ球場) | 150 | | プロ野球開催時等に活用してください。 (別途、要契約) |
| P18(西神高架下) | 660 | | |
| | 1,460 | <15> | |

立体駐車場 (P 2)

| | | | |
|--------|--|--|--|
| 利用状況 | ・乗用自動車駐車場 | | |
| 施設概要 | | | |
| (ア)構造 | 鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)、地上6階建て 延床面積 14,226 m ² | | |
| (イ)その他 | 駐車区画(650台)、事務室、トイレ、倉庫、電気室、エレベーター(2基) など | | |

3. 設備データ

(1) 電気設備

受電方式 特高引込 3相3線式 22,000V60Hz2回線
 関西電力(株)井吹変電所から特高で受電
 受変電設備 変圧器 22,000V3 3W2,000kVA2台
 蓄電池設備 HS - E 50AH/10時間率 54セル

(2) 高圧き電所

受電方式 高圧引込 3相3線式 6,600V60Hz1回線
 特高受電所から構内配電ケーブルで受電
 受変電設備 変圧器 なし

(3) 水道設備

東ゾーン(陸上競技場) 150mm
 西ゾーン(野球場側) 200mm

(4) 都市ガス

東西両ゾーンで引き込み

(5) 下水

神戸市公共下水道(園内には、学園東町方面から、下水道管理者が管理する管と公園施設としての管があります。)

(1)~(5)の設備に関しては、園内設備からオリックス野球クラブが管理するスカイマークスタジアムへの供給があります。この場合、供給事業者へは、指定管理者がまとめて支払うものとし、オリックス野球クラブとは使用量に応じて按分された金額を徴収するものとします。

4. 維持管理業務仕様書

(1) 維持管理の具体的作業については、別添「神戸総合運動公園維持管理業務仕様書」に基づき行っていただきます。この仕様書において、管理業務の内容を示しますが、管理強化のポイント、あるいは効率化できるポイント等を年間施設維持管理計画書で提案してください。

(2) 維持管理においては、毎年実施する必要はなくても、指定期間内に計画的に実施していくべき内容もあります。4年間のトータルにおける実施計画を示してください。

5. 園地管理

(1) 神戸総合運動公園の園地は、一般利用者の憩いの場・健康づくりの場所、学校園等団体による野外活動の場所、通勤通学者の歩行動線、フェスタやフリーマーケット等のイベント空間、スポーツ施設の観客が集まる外部空間などとして、一年間を通じて多数の利用者に様々な形で利用されています。また、園地が利用者にとって、いつ来ても安心安全で心地よい空間となることを目標として園地管理を行っています。今後も、自然環境を適切に保護し、環境負荷を軽減するような環境対策へ十分配慮するとともに、時代のニーズや利用実態に合せ、できる限りきめの細かい管理を行ってください。

(2) 花や緑の充実

花壇の草花管理、コスモス・菜の花栽培、樹木の適正な管理を行うことにより、清潔で心地よく季節感あふれる空間を作り出しています。指定管理者は花の見頃を示す広報、実のなる木や話題性の高い花木の充実により、四季を通じ訪れたいくなる公園づくりを目指してください。

6. 保安警備(安全で快適な公園づくり)

施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪、火災等の災害の発生を警戒し、施設、財産の保全、利用者の安全を守るため、適切に保安警備を行ってください。

(1) 遊具等の安全対策: 傷みの激しい遊具から順次改修、注意看板の設置等

- (2) 防災対策: 台風等荒天時に危険性のある場所の防災パトロール実施
 - (3) 防犯対策: 見通しの悪い植栽の剪定や、夜間照明の点検
警察との連携による園内パトロール強化
近接の住民との合同パトロール実施
なお、本項目のため、園内に設置された防犯カメラ等を適切に管理して活用してください。
 - (4) ユニバーサルデザイン
全ての利用者が快適に利用できる空間となるよう努めてください。
7. スポーツターフの管理
野球、サッカー等様々なスポーツ競技を行うことを目的として作られた芝生 = スポーツターフは、選手からは、段差などが無い安全で使い易い場所であることが、観客からは、あこがれの選手のプレーを見て満足でき、美しく心地よい場所である、という異なった視点からの要求に答えることが求められています。そのため、神戸総合運動公園では、以下の方針によってユニバー記念競技場及び補助競技場芝生の維持管理を行ってください。
- 【管理方針】
選手が思いきりプレーできるように常に最高の状態を維持するとともに、利用によって生じた傷みは早急に回復させ、今後も利用者にハイレベルなスポーツターフを提供していく。
- (1) 日常管理: キーパーを常駐させ、常に芝生の状態を把握することで、必要なタイミングで適切な作業を行う。(芝刈り、薬剤散布、施肥、灌水等)
 - (2) 季節管理: 夏芝と冬芝を切り替えて管理することで、1年間を通じてプロスポーツ等への対応を可能とする。
8. 環境保全に関する事項
- (1) 自然環境
神戸総合運動公園は650万㎡の土取りを行った造成地に整備されており、岩盤上での緑化、法面における緑化復元を実施しています。公園全体での緑量を確保しながら適切に緑地の維持管理に取り組んでください。
 - (2) 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)
現在の指定管理者である神戸市公園緑化協会がKEMSのステップ1を取得し、各設備の使用量、コピー使用量や一般廃棄物の削減に取り組むほか、環境啓発や環境学習プログラムを実践しています。引き続き、同様の取組みを進めてください。
9. 園内の主要占用施設
神戸市営地下鉄西神線(地下部分のみ)
JR西日本山陽新幹線(土取制限があります)
神戸市雨水幹線
神戸市汚水幹線
10. その他
都市計画決定区域内に含まれる主要地方道「神戸加古川姫路線」、及び市の子川は管理区域に含まれません。

第6 法令管理

指定管理者は、神戸市都市公園条例第8条等に定める利用の許可及びその制限、それに伴う使用料の徴収、減免等を行うことができます。また、同条例第4条に定める行為の制限について、以下の項目に関しては、指定管理者が行為を許可することができます。宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動は禁止です。

- 1 業としての写真又は映画を撮影すること。
- 2 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の一部を独占して利用すること。

ただし、これらの許可等の範囲については、指定管理協定等において定めます。

一方、都市公園法第5条、同条例第11条に定める、施設の設置・管理・占用の許可、同法第27条及び同条例第19条に定める監督処分については、指定管理者が行うことはできません。指定管理者は、行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令により市長のみ

が行うことができる権限に係る業務については、行うことができません。

また、指定管理者は神戸市個人情報保護条例の適用を受けますので、神戸総合運動公園の運営管理上、知り得た個人情報は適切に保護してください。詳細は指定管理協定等で定めます。

第7 事業報告書

指定管理者は年度終了毎に、第4、5、6、9及び第10に定めた各事項に関して、事業報告書を提出していただきます。これとは別に、4半期毎の報告書を提出してください。内容については、指定管理協定等において定めます。

報告の実施に際しては、運営や維持管理について、管理目標と実績状況など自己評価を行うなど管理の品質向上に努めてください。

第8 指定期間・指定管理協定等

1ページに記載のとおり、指定の期間は平成23年4月1日～平成27年3月31日を予定しています(ただし、この期間は市会での議決により決定することになりますので、あらかじめご了承ください)。

本市と指定管理者は、提案事項に基づき業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行ったうえで毎年度指定管理協定を締結します。

ただし、指定管理者が行う運営管理に適正をきすために本市が行う指示に従わないときや、暴力団関係事業者であることが判明するなど指定管理者による管理を継続することが適当でないと本市が認めるときは、指定管理者の指定の取り消し、または期間を定めて運営管理の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

第9 本市に代わって指定管理者が行う事業(以下、委託事業)について

1 委託事業

委託事業とは、本市に代わって、指定管理者が神戸総合運動公園の運営管理を行う事業です。前記のとおり使用料は本市が決定し、指定管理者は本市へ本市の収入として納めていただきます。

指定管理者において、委託事業の収入は本市が支払う、委託事業の代行対価(以下、委託費)であり、支出は委託事業の運営管理費です。

2 委託事業

(1) 指定管理者の収入

本市が支払う委託事業の委託費が指定管理者の収入となります。委託事業の委託費は、応募者にご提案いただき、最終的に予算の範囲内において市長が金額を決定し、指定管理協定等で定めます。

ご提案にあたっては、まず委託事業の運営管理費を積算してください。(資料2を参照してください。)次に、収益事業の利益により、委託事業の運営管理費の一部をまかなっていただくという趣旨から13ページの第10の1で定める収益事業の目標利益額(応募者の提案)を委託事業の運営管理費から除いてください。

これが委託事業の委託費となり、指定管理者の収入となります。

ご提案いただく委託事業の委託費の上限は年間565,000千円(修繕費・光熱水費含む)とします。委託事業の委託費は、原則として定額とし、指定管理協定等で定められた方法でお支払します。ただし、委託事業の運営管理費で、修繕費は50,000千円でご提案いただきます。決算後、乖離した金額は委託事業の委託費で年度末精算を行います。

また、本市へ納める神戸総合運動公園の使用料収入の目標額を246,300千円(消費税込)に設定させていただきます。決算後、この目標額を上回った場合、上回った金額のうち神戸市へ還元する分(上限を50%とする。)の比率について、ご提案ください。なお、収入実績が目標額を下回った場合は事業者が補填するものとします。

目標額を上回った場合及び下回った場合の納付方法等の手続きについては、指定管理協定により定めます。

天候不良等による休業により、減収になった場合でも原則として考慮しません。

使用料収入の目標額(年間)となる施設(使用料の実績は資料4を参照してください。)

(ア) 陸上競技場(ユニバー記念競技場)

(イ) 補助競技場

- (ウ) 体育館(グリーンアリーナ神戸)
- (エ) 補助体育館
- (オ) テニスコート
- (カ) 球技場
- (キ) 第2球技場(多目的広場)
- (ク) 野外ステージ
- (ケ) 駐車場

プロ野球・プロサッカーにかかる施設使用料収入の目標額(年間)について

(ア) スカイマークスタジアム及びサブ球場は指定管理の対象から外れていますので、施設使用料収入の目標額(年間)には入りません。

(イ) 陸上競技場(ユニバー記念競技場)の施設使用料収入の目標額(年間)に、プロサッカー(ヴィッセル神戸、以下略)にかかる使用料収入の目標額は2試合行われることを前提としています。

試合数の増減にあわせて変更するものとします。

1試合あたり3,000千円

プロ野球・プロサッカーにかかる駐車場収入の目標額(年間)について

年間、プロ野球20試合、プロサッカー2試合が行われることを前提としています。試合数の増減にあわせて変更するものとします。

1試合あたり1,202千円

(2) 指定管理者の支出(収入の減を含む)

指定管理者に委託事業の運営管理費を支出していただきます。

各年、プロ野球は20試合、プロサッカーは2試合開催されるものとして、駐車場その他の管理経費を計上してください(プロ野球が行われるスカイマークスタジアムの管理経費は不要です)。

(3) 使用料(本市の収入)

現行の有料施設の使用料は施設使用料一覧(資料3)のとおりです。なお、使用料(利用料金制を導入した場合は利用料金(上限))については、条例の改正により改定する場合があります。その場合の取り扱いについては、必要に応じて改めて協議を行うこととします。

(4) 使用料の減免

責任者に引率された生徒等の団体が教育上の目的で使用する場合、公の団体が公益上の目的で利用する場合、自治会等の公共的団体が公益的行事で使用する場合、その他市長が特別の利用があると認めた場合等、使用料を減免することができます。

(5) その他の経費

本市において、事業所税が課される場合がありますので、行財政局主税部税制課課税係(事業所税担当)と必ず調整してください。

(6) 優先利用

各種大会等、一般の利用に先だって施設を予約する優先利用があります。

特に陸上競技場(ユニバー記念競技場)、体育館(グリーンアリーナ神戸)、テニスコートについては、大会誘致に努めてください。

その他の施設は、少なくとも現状の一般利用枠は維持した上で、スポーツ教室・スポーツクラブの実施等を含む稼働率の向上に努めてください。前記のとおり、現行の開園時間にこだわらず、現在の供用日時を維持することを最低条件とし、周辺への迷惑とならない範囲で、自由に提案してください。ただし、市長の承認が必要です。詳細は指定管理協定等で定めます。

優先順位の考え方

<1位>本市の行政目的のための行事に利用するとき。

- ・市民総合体育大会等全市民を対象とする行事に利用するとき。

- ・県大会、近畿大会、西日本大会等広域を対象とした大規模な大会で利用する場合で、特に必要と認められるとき。

- ・リーグ、プロスポーツの観戦機会を提供するとき。

<2位>社会福祉施設及びこれに類する団体、福祉施策上、特に必要と認められる行事に利用するとき。

- ・その他公の団体及びこれに準ずる団体が利用する場合で、特に必要と認められる行事。

- ・全国大会等に向けて、本市が地元代表を決定しなければならない行事に利用するとき。
- <3位>・神戸総合運動公園の地元の自治会等が利用する地元行事。
- <4位>・国・県・市等の関係機関の副申があり、特に市長が認める行事。

優先利用の状況(平成21年度)

| | 一般利用 | 優先利用 (大会等) | 優先利用 (Jリーグ・国際試合・ 天皇杯) | 未使用状況全体 | 利用状況全体 |
|-----------|------------|---------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 利用率 (%) | 利用率 (%) | 利用率 (%) | 未使用率 (%) | 利用率 (%) |
| 陸上競技場 | | 99.2 | 0.8 | | 100.0 |
| 補助陸上競技場 | 11.1 | 88.2 | 0.7 | | 100.0 |
| 体育館 | 44.4 | 38.3 | 4.9 | 12.4 | 87.6 |
| 補助 体育館 | 団体利用 | 52.2 | 29.4 | 1.1 | 86.5 |
| | 個人利用 | 12.4 | | | 12.4 |
| テニスコート | 12.8 | 27.4 | | 59.8 | 40.2 |
| 球技場 | 68.2 | 19.4 | | 12.4 | 87.6 |

補助体育館の個人利用は、卓球・バトミントンの利用。

- (7) 4ページの第4の11に記載のとおり、ユニバースポーツクラブの活性化など、より一層のスポーツ活動の振興に努めてください。詳細は指定管理協定等で定めます。
- (8) 神戸市障害者スポーツ協会に認めている、陸上補助競技場における車いすマラソンの練習用の優先枠については継続していただきますが、詳細は指定管理協定等で定めます。現在、第2・第4水曜日17時～19時に使用しています。
- (9) 委託事業の運営管理費は資料2を、使用単位数、使用料収入は資料4を参照してください。
- 3 法人等の経理とは別に、神戸総合運動公園単独の経理処理を行っていただきます。また、神戸総合運動公園における委託事業及び第10の収益事業について、各事業において、それぞれ区分経理を行ってください。神戸総合運動公園の運営管理にかかる出納関連の事務について、監査委員等による監査が行われることがあります。
- 4 第9の委託事業、第10の収益事業の仕組みは、本市と指定管理者との協議により変更する場合があります。
- 5 指定管理者収支シミュレーション
(資料5)をご参照ください。

第10 指定管理者が実施する収益事業（以下、収益事業）の収支の仕組み

1 収益事業

- (1) 収益事業とは、以下の事業をいいます。

自動販売機や売店(テニスコートクラブハウス、臨時売店)等:本市が利用者の利便を図る施設として、指定管理者に都市公園法上の設置許可もしくは管理許可を与えることで、園の運営と一体的に実施するものです。ただし、設置及び管理についての申請は、指定管理者の判断で行えるものとし、収入及び運営にかかる経費については、指定管理者の責任により行う事業です。

各種スポーツ教室等:テニスコートや補助体育館などで、現指定管理者が主催し、運営団体との契約により実施するスクールが定期的に行われています。(少なくとも現状の一般利用枠は維持した上で、スポーツ教室の実施等を含む稼働率の向上に努めてください。)

トレーニングセンターの活用:体育館の中にトレーニングセンター(約450㎡)のスペースがあり、各種トレーニング機器があります。利用方法、利用形態(時間、料金等)等活性化に努めるご提案をいただいで結構です。また、指定管理者が本市の許可を得て、収益事業としてご提案ください。

- (2) 収益事業の収支

収益事業の収入は利用者が支払う料金収入であり、支出は収益事業の運営管理費です。利益のうち、公園の管理費の一部に還元を行うことを提案いただきますが、決算後、収益事業の利益額が目標利益額

を上回った場合でも、下回った場合でも、委託事業の委託費の増減は行いません。

2 収益事業の実施

(1) 指定管理者の収入

上記1(1)の収益事業全ての利用者が支払う料金収入は指定管理者のものとなります。料金は原則として本市の承認により、指定管理者がその金額を決めます。

(2) 指定管理者の支出

収益事業の運営管理費

収益事業の運営管理費を支出していただきます。

収益事業にかかる自動販売機等の管理・設置について許可を受け、これを借りる使用料を本市へお支払いいただきますが、この使用料は、1,138千円として、下記(3)の目標利益額をご提案ください。詳細は指定管理協定等で定めます。

収益事業にかかる施設等の修繕は、指定管理者の負担になります。

(3) 目標利益額

収益事業の目標利益額(収益事業の利益のうち、公園の管理費の一部に還元を行う額)をご提案いただきます。

この目標利益額は、委託事業の運営管理費から除かれ、本市が支払う委託事業の委託費に反映します。

決算後、収益事業の利益額が目標利益額を上回った場合でも、下回った場合でも、委託事業の委託費の増減は行いません。

(4) 収益事業にかかる施設

テニスコートクラブハウス

都市公園法上の管理許可施設(本市所有)です。

2階には軽食喫茶レストラン・会議室等があります。ただし、軽食喫茶レストランについては現指定管理者が委託契約しており、契約を継続する場合は、指定管理者が行ってください。

自動販売機

都市公園法上の設置許可施設で、指定管理者において設置できます。

現在は一般園地等に42台設置しております。

臨時売店等

都市公園法上の管理許可施設(本市所有)です。

体育館に約14m²、2箇所あります。現在はアマチュア大会・サーカス興行時等に使用されています。

また、興行時に仮設の売店を行為許可により、出店することができます。

(5) また他にも、3ページの**第4**の5で記載したとおり、イベント、興行、教室等の実施に関して、会費を徴収すること、また、活動で発生した作品などの販売を行うことは可能です。

(6) 神戸総合運動公園では、陸上競技場(補助含)・体育館(補助含)・テニスコート・球技場・野外ステージで、本市の許可により広告を掲出することができます。それ以外の場所では、原則として広告は掲出できません。

(7) トレーニングセンターの活用

体育館の中のトレーニングセンターについては、指定管理者が本市の許可を得て、収益事業としても運営できます。

(8) テニス等のスクール利用について

一般の利用を阻害しないよう留意し、その考え方について提案してください。

(9) 管理センターの活用

現在は管理センターの1階のみが、来園者への案内所と神戸総合運動公園の管理センターとして使用されています。提案にあたっては、2階を含めて提案できます。

(10) コスモスギャラリーの活用

4ページ**第4**の12(2)に記載のとおり体育館のメインアリーナとサブアリーナの間にある空間を、有料で貸し出す提案も可能です。

(11) 収益事業の売上げ等

(資料2)を参照してください。

第11 本市との責任分担等

1 修繕等

修繕とは、施設の劣化や損傷部分、或いは性能を実用上、支障のない範囲まで回復させることをいいます。施設の機能を向上させる目的での小規模な改修・改造・改装に関しては、修繕等を含むものとします。修繕は全て指定管理者が行いますが、修繕により生じた更新施設等はすべて本市に帰属します。

| | |
|--|-------------|
| 修繕費 | 年間 5,000 万円 |
| 1 件あたり 50 万円以上の修繕費は事前協議が必要 1 件あたり 50 万円未満の修繕費は事後報告 修繕費の総額が年間 5,000 万円を超えた場合は、すべて事前協議を必要とし、本市の承諾が必要です。 年間 1,000 万円を超える修繕費の増減があった場合は、協定書の変更が必要です。 | |

原則として備品の修繕は修繕費の対象とはしません。ただし、備品のうち、競技を行うのに必要な備品(体育館のバスケットゴールなど)及びグラウンドの維持管理に必要な管理用機械(スイーパー等)について、大規模な修繕が必要になった場合のみ、この修繕費に組み入れることができます。なお、日常の施設の維持管理等にかかる消耗品費と修繕費の区分は、原則として1件あたり、2万円以上が修繕費、2万円未満が消耗品費とします。

2 改修工事

改修工事、大規模改装工事(塗装工事含む)、新築・増築・改築工事(以下、新築等)はすべて本市が行います。工事の必要性が生じた場合は本市に依頼をしてください。本市は工事の依頼があった場合、計画の妥当性、必要性を判断し、予算措置がされた場合のみ、工事を実施します。この場合、工事に関する費用負担は本市が行い、また、決定に関して、指定管理者は異議をほさません。

収益事業を行うために施設の修繕を自身の負担で実施すること、もしくは指定管理者の発案により自身の負担で修繕を実施することは、本市の承認のもと可能です。収益事業の場合、都市公園法上の設置許可(本市以外の者が施設を所有)もしくは本市に施設を帰属させたうえで、管理許可(本市が施設を所有)により維持管理を行うものとし、本市は費用負担はしません。自身の負担による修繕については、施設は本市に帰属するものとしますが、これによる管理費の増額は行いません。なお、詳細は個別の事例により、別途、協定等を結ぶものとします。

なお、この場合工事完了後、直ちに本市に報告書(写真含む)を提出することとし本市が施工のやり直しを指示した場合、これに従うものとします。

<参考:建築物にかかる改修工事・大規模改修>

(1) 新築等とは施設の延床面増(減)に係る行為を言う。

(2) 大規模改装とは施設の主要構造部(壁、床、はり、屋根又は階段(建築基準法第2条第5号)の一種以上の過半に係る建築行為を言う。

3 備品(車両を含む)

(1) 一般備品

備品について当初必要分は本市、以後追加、補充等は指定管理者の責任となります。

現在、本市が配置した備品類は、現状有姿にて指定管理者に無償で貸与します。配置されている備品類以外で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者に調達していただきます。なお、備品のメンテナンス、修理費等は指定管理者の責任となります。

指定管理者が補充した備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるもの、例えば、有料施設に付属する机、椅子などの什器類や運動施設に付属する競技用備品については、施設に付属するものであり、本市の所有となります。一般事務に資する什器類など事務備品(パソコンやコピー機など)については、指定管理者の所有となります。詳細については、指定管理協定等で取り決めます。

なお、現指定管理者が行なっているリース契約については、引継ぎを前提としません。また、指定後に指定管理者が行うリース契約による備品・車両についても、次の指定管理者への引継ぎは前提としません。

(2) 車両その他機械備品

管理用車両の他、グラウンド維持管理用の機械を貸与します。備品のメンテナンス、修理費用等は指定管理者の責任となります。大規模な補修もしくは買い替えが必要な場合は協議してください。指定管理者自らが調達することが適当と認めた場合は、管理費の増減について協議できるものとします。

当初から、自ら調達を希望される場合は、その場合の管理費の増減についても記入してください。

(3) 競技用備品

運動施設に付属する競技に必要な備品は、本市で調達するものとします。備品のメンテナンス、修理費用等は指定管理者の責任となります。大規模な補修もしくは買い替えが必要な場合は協議してください。

(4) 転貸等の禁止

本市が貸与する備品等については、神戸総合運動公園の運営管理に必要な場合及び神戸市の要請に基づき他の公園等で使用する場合を除き、転貸することは禁止します。また、利用者に貸与し、料金を徴収することもできません。

4 リスク分担

危険負担に関する基本的な考え方は、下記のとおりとします。

| 種 類 | 内 容 | リスク分担 | |
|--|--|------------|-------|
| | | 神戸市 | 指定管理者 |
| 法令の変更 | 指定管理者制度や施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更 | 協議による | |
| | 上記以外の法令等の変更 | | |
| 税制等の変更(指定管理料にかかる消費税及び消費税、法人税以外で本事業にかかる新税の成立などを除く) | | | |
| 物価・金利の変動 | | 1 | |
| 需要の変動 | インセンティブ設定をした施設 | | |
| 事故発生(情報漏えい等を含む) | 指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの | | |
| | 施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの | 2 | |
| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| 施設・設備の損傷 | 指定管理者の故意・過失によるもの | | |
| | 施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの | 2 | |
| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| 備品の損傷 | | 3 | |
| 周辺地域・住民・利用者への対応 | 施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応 | | |
| | 指定管理者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応 | | |
| | 上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応 | 協議による | |
| | 公の施設を利用する権利に関する不服申立て | | |
| 第三者への賠償 (国家賠償法に基づく求償権を市が指定管理者に行使する場合を含む) | 指定管理者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合 | | |
| | 施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合 | 2 | |
| | 上記以外の理由で損害を与えた場合 | 協議による | |
| 事業の変更・休止・中止 | 指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの | | |
| | 市の責めに帰すべき事由によるもの | | |
| 上記に定めるもののほか不可抗力(暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)によるリスク | | 協議による 4、 5 | |
| 業務の引き継ぎに関する費用(引き継ぎを受ける場合及び次期指定管理者に引き継ぐ場合とも) | | | |

1 原則として指定管理者のリスクとするが、提案時に想定できなかった大きな物価変動があった場合のみ、協議できるものとします。

| | |
|---------------------|--|
| 事業運営に関する項目 (50点) | (1) 運営の基本方針、施設の特性に於じた運営理念、方針 (2) 施設の活性化対策(含む収益事業計画の提案) (3) 施設での市民との協働事業(地域との連携) (4) ユニバーサルデザイン社会実現への配慮 (5) 施設での顧客満足度の把握・向上対策 (6) 環境配慮の取り組み(施設管理運営面を含む) (7) 施設の維持管理、植栽・設備・施設保守計画 (8) 施設での緊急事故対応及び個人情報保護 (9) 施設での運営管理に係る組織・体制・マネジメント、職員の能力育成 (10) 地域経済活性化への提案(市内企業等の積極的な活用等) (11) 事業計画の実現可能性(収支バランス) |
| 管理コスト (30点) | (1) 委託事業の運営管理費等市負担額(効率的運営管理対策) |
| 合 計(100点) | |

第13 応募資格

- 1 応募者は、法人またはその他の団体、もしくはそれらのグループ(以下、法人等)で応募してください。個人は応募できません。グループで応募する場合はグループを代表する法人またはその他の団体を定めてください。
- 2 応募者がグループで応募される場合、代表する法人を指定管理者とするのか、共同事業体によるものかを予め明確にしてください。共同事業体とする場合、「共同事業体結成届出書」及び「共同事業体協定書」を作成し、本市へ提出が必要です。
- 3 法人またはその他の団体が、複数の応募を行うことはできません。
- 4 法人またはその他の団体が、複数のグループ構成員となり応募することはできません。
- 5 法人またはその他の団体が、グループの構成員となって応募した場合、別途に単独で応募することはできません。
- 6 次のいずれかに該当する法人またはその他の団体は、単独応募及びグループ応募ともできません。
 - (1) 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生または再生手続きを開始している法人
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体(本要領において「暴力団関係事業者」という。)
 - (4) 所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納している団体又は代表者がこれらの税金を滞納している団体
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市から入札の参加資格を取り消されている団体
 - (6) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体
 - (7) 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責任に帰すべき事由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体
 - 応募受付後でも、審査・選定までの間に、上記又は以下の項目のいずれかに該当する場合には、審査対象から除外します。
 - (1) 応募者に虚偽の申請があった場合
 - (2) 提案の採否の働きかけを行うなど指定管理者の選定に関して、応募者又はその代理人等の関係者が本市職員、選定委員会の委員と不正な接触をもった場合

第14 提出書類等

1 提出書類

- (1) 神戸総合運動公園 指定管理者 指定申請書(様式1)
- (2) 神戸総合運動公園 事業計画書(様式2-1から2-2及び3-0から3-12まで)
- (3) 神戸総合運動公園 委託事業 予算書(4年間分)(様式4)
- (4) 年間施設維持管理計画書(様式任意)
植栽・建物・設備ごとの年間維持管理計画
植栽・建物・設備ごとの維持管理のための方法・体制
神戸総合運動公園の施設を維持管理する上で重要視する点
年間維持管理計画を示す資料を必ず添付してください。
- (5) 神戸総合運動公園を運営管理するにあたっての法人等の自己PR
(1)~(4)以外で、応募者において、ぜひPRしたい事項(提出は自由、様式任意)
(2)~(5)は、正本1部 副本10部及び電子データ(媒体 CD-R:1枚)を提出していただき、法人等名がわかるような表示は一切行わないでください。また、様式4の予算書(4年間分)及び電子データ(媒体 CD-R:1枚)については、封筒に密封のうえ提出(ホッチキス留めは不可)してください。
- (6) 定款、寄付行為(法人以外の団体にとってはこれに相当する書類)
- (7) 法人登記簿謄本、印鑑証明書(法人のみ)
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近の3年)
法人税、消費税及び地方消費税の申告書(直近の1年)
- (9) 法人等の財務状況に関する書類(損益計算書、貸借対照表、会計監査人または監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の3年)
- (10) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- (11) 事業実績等の概要がわかるもの
- (12) 代表者履歴、役員名簿
- (13) 誓約書(様式5)
- (14) 事前登録申込書(様式6)
- (15) 共同事業体結成届出書(様式7)
- (16) その他、本市が必要と認めた書類等

(6)~(16)は、正本1部を提出

(8)は、兵庫県・神戸市の納税証明書(事業所等が兵庫県、神戸市にない場合は各市町村の発行する納税証明書)

いずれも所定の様式に書ききれない場合は、申請者にて別途任意の書類を追加していただいて結構です。原則として、A4横書きで作成してください。

(13)は、18ページの第13の6に規定する資格要件を確認するため、本市から兵庫県警察本部等関係機関に対する調査・照会資料として使用します。

- 2 提出期限後、応募書類の変更及び追加は認めません。
- 3 封筒に密封のうえ提出された「様式4の予算書」及び「応募書類の電子データ」については、平成22年7月30日(金)に応募者の立会いのもとに開封し、各応募者の提案額を公表します。
- 4 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- 5 応募書類は理由の如何に関わらず、返却いたしません。
- 6 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- 7 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、本市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

また、事業計画書等の図書の資料は、応募者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、公開の対象となります。

8 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

9 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的

の範囲であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることを禁止します。

- 10 応募書類の内容について、平成22年8月末を目途に、プレゼンテーションを実施いたします。なお、開催日時及び開催場所等の詳細については、応募団体に通知いたします。
- 11 応募書類の作成にあたっては、様式に従うものとし、簡潔にまとめてください。

第15 募集方法・スケジュール

- 1 応募要領の配布
 - (1) 配布期間
平成22年5月17日(月)～平成22年5月28日(金)
 - (2) 配布場所
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市建設局公園砂防部管理課(神戸市役所2号館3階)
(土・日を除く)午前9時00分～午前12時00分 午後1時00分～午後5時00分
神戸市ホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp/information/economy/administration/goannai/>)
- 2 応募要領説明会・現地案内会
 - (1) 開催日時:平成22年5月24日(月) 午前10時～
 - (2) 開催場所:神戸総合運動公園 体育館事務所前集合
 - (3) 参加方法:参加を希望する法人等は、必ず平成22年5月21日(金)午後5時までにFAXまたは電子メールにより、下記6まで、参加団体名・参加者名・参加人数・参加団体の連絡先を記入した、任意様式にてご連絡ください。(会場の都合上、参加人数を2名までとさせていただきます。グループの場合、1者2名までとし、2者によるグループの場合は4名までとします。)
応募要領説明会時に、施設概要などの資料集(CD-R)及び提出書類等様式(CD-R)を希望者(団体)に1枚配布いたします。配布をご希望の方は、参加申込時に「資料集」・「様式」配布希望とお申出ください。
- 3 事前登録
 - (1) 応募に関する質問の受付については、下記6へ事前登録(様式6を提出)した法人等に限定させていただきます。
 - (2) 受付期間
平成22年5月17日(月)～28日(金)(土・日・祝日を除く)
持参の場合 午前9時00分～午前12時00分 午後1時00分～午後5時00分
郵送の場合 平成22年5月28日(金)午後5時00分受領必着
- 4 応募に関する質問
 - (1) 受付期間
平成22年6月2日(水)～4日(金)
持参の場合 午前9時00分～午前12時00分 午後1時00分～午後5時00分
郵送の場合 平成22年6月4日(金)午後5時00分受領必着
 - (2) 受付方法
質問書(様式7)に質問要旨を簡潔にまとめ、下記提出先まで持参、郵送、FAXのいずれかで、受付期間内に送付してください。受付期間外の提出、正規の手続きによらない質問(口頭、電話等)には回答しません。(質問書は電子データもご用意ください。受付後に提出を依頼する場合があります。)
なお、グループ応募の場合は、代表団体がとりまとめのうえ、質問してください。
 - (3) 回答
回答日 平成22年7月1日(木)(予定)
質問者全員(グループ応募の場合は、代表団体)にFAXまたは電子メールで回答します。また、ホームページでも公表します。質問に対する全ての回答は、本応募要領を補足するものとします。
- 5 応募受付
 - (1) 下記6の提出先まで、持参または書留郵送してください。
 - (2) 平成22年7月28日(水)～30日(金)
持参の場合 午前9時00分～午前12時00分 午後1時00分～午後5時00分

郵送の場合 平成22年7月30日(金)午後5時00分受領必着

- (3) 封筒に密封のうえ提出された書類については平成22年7月30日(金)午後5時00分に応募者立会い(希望者のみ)のもと開封し、各応募者の提案額を公表します。立会いをご希望の場合は、応募書類提出時に職員までお申出ください。

6 連絡先・問合せ先・応募書類提出先

〒650 - 8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市建設局公園砂防部管理課(市役所2号館3階)

電話 078 322 - 5419

FAX 078 322 - 6087

電子メール park@office.city.kobe.lg.jp

第16 指定管理者の選考

1 選考方法

応募書類及びプレゼンテーションに基づき建設局指定管理者候補者選定委員会で選考を行い、指定管理者優先交渉権者及び次点者を決定します。また、同委員会が必要と認める場合は、応募者に対してのヒアリング等を行うことがあります。

2 選考結果のお知らせ

応募者全員に、建設局指定管理者候補者選定委員会終了後、郵送にて文書送付するとともにホームページでも併せて発表いたします。

また、採点結果とは別に応募のあったすべての団体名を公表いたします。応募が2団体の場合は、団体名公表により採点結果も明らかになります。

- 3 応募者は、選定後、本応募要領等については不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

- 4 選定後、初年度協定締結までの間に選定者が辞退した場合には、採点順位の次点候補者が選定者となります。

なお、採点の結果一定基準を満たしていない場合は、次点候補者として認定されません。次点候補者がいない場合については、再度募集することとします。

第17 市議会の議決

地方自治法に基づき、指定管理者指定の議案を市議会に付議し、議決を経て指定管理者となります。

ただし、市議会が議決するまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

なお、市議会が議決しなかった場合及び否決した場合においても、指定管理者候補者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。

第18 基本的事項の遵守

指定管理者候補者が、指定をするまでの間に、本応募要領に定める基本的事項に反した場合、及び暴力団関係事業者であることが判明するなど指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消し、指定しない場合があります。なお、指定管理者候補者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。

第19 事業継続等

1 履行保証

- (1) 指定管理者は、協定の締結と同時に、本市に対し、委託事業の委託費の100分の3に相当する額の保証金を納付していただきます。ただし、指定管理者が保険会社との間に、本市を被保険者とする指定管理料の100分の3に相当する額の履行保証保険契約を締結し、その証書を提出することで、これにかえることができます。

- (2) 本市は、管理運営終了後、原状回復終了時に、指定管理者の請求に基づき、履行保証金を返還します。この場合、保証金に利息は付しません。

(3) なお、保証金は、管理運営期間内に、指定管理者の責めに帰す事由により、指定を取り消された場合には、返還いたしません。

2 事業継続が困難になった場合の措置

(1) 本市は、指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理運営業務を継続するのが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとします。この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2) 不可抗力等、本市、指定管理者のいずれの責めに帰さない理由により、管理運営業務を継続するのが困難である状況が発生したときは、費用の負担及び今後の対応について、双方で協議するものとします。

(3) 協議により、管理運営業務を継続するのが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとします。

3 損害の賠償

(1) 条文に定める業務の執行に関し、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

(2) 本市が保証金を返還しない場合においても、必要な損害賠償を請求することができるものとします。

(3) 本市、指定管理者のいずれかの責に帰さない理由により、第三者に損害を与えたときは、その対応について、協議のうえ、その損害を賠償するものとします。

第20 指定の取り消し等

1 指定の取り消し

(1) 本市は、指定管理者が、本市の指示又は監督に従わないとき、暴力団関係事業者であることが判明したとき、その他管理の業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。なお、暴力団関係事業者であることを理由として指定の取り消しを行う場合、本市は指定管理料等の10分の1に相当する額を違約金として指定管理者に請求するものとします。

(2) また、本市は支払額の減額の措置を行う場合があります。

(3) 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市はその賠償の責を負いません。

2 虚偽の記載

本市は、指定管理者に指定した後においても、申請書類に虚偽の記載等があることが発覚した場合は、指定の取り消しなどの措置を行う場合があります。

第21 その他

1 管理運営に対する評価の実施及び評価結果の次期選定への反映

市は、指定管理者による適正な管理運営の確保及び市民サービスの向上のため、毎年度終了後に利用者満足度及び苦情について調査するとともに、施設の管理運営に対する評価を行います。今回、選定された指定管理者が次期公募に応募する場合、この評価結果に基づき一定の加点及び減点を行うなど、管理運営実績を次期指定管理者選定に反映します。なお、上記の反映は、当該施設だけでなく、市内の同種施設における管理運営実績についても同じとします。

2 従業員用駐車場の取り扱い

本園内に従業員用駐車場はありません。駐車場が必要な場合は、本園内駐車場の駐車台数に余裕がある場合に限り、必要台数分について本市から行政財産の目的外使用許可を得て使用することができます。この場合は、以下の使用料を本市に支払っていただきます。

(1) 自動車 月額 3,500 円 / 台

(2) バイク・原付 月額 700 円 / 台

(3) 自動車及びバイク・原付 月額 3,500 円 / 台

いずれも通年しか認めません。

当該従業員が、市の要件に準じて身体障害等により通勤用車両を用いなければ通勤が困難であると認められる場合は、公益減免(無償)とします。

3 指定管理業務の一部を再委託等する場合は本市の事前承認が必要となります。なお、再委託の受託者

等が暴力団関係事業者である場合には、本市は再委託等にかかる事前承諾は行いません。

- 4 行政財産の目的外使用許可を受けて指定管理者その他の事業者が事業を実施することを予定している場合、許可を受けた者が暴力団関係事業者であれば、地方自治法第238条の4第9号の規定による許可の取消しを行う場合があります。
- 5 平成23年7月7日～10日の4日間、ユニバー記念競技場において、「第19回アジア陸上競技選手権兵庫・神戸大会」の開催が予定されております。指定管理者は、関係機関と綿密な連絡調整を図り、円滑な大会運営に努めてください。